

こま 困ったな・・・



もしも

とき の時のために

じぜん とうろく 事前に登録しませんか？

きんきゅうじ しえん あんない 緊急時における支援のご案内



しょうがい かの じゅうどか こうれいか おやな あと みす
障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、
かぞく かの びょうき じこ きんきゅうじ そな
ご家族の方の病気や事故など、「もしも」の緊急時に備え
て、きよてん しょうがいふくし じぎょうしょ
拠点コーディネーターが障害福祉サービス事業所と
れんけい
連携して、サービスが利用できるよう支援します。

きんきゅうじ しえん なが 緊急時支援の流れ

1 事前登録

きよてん しょうがい
拠点コーディネーターが障害
のある方の状態や家族等
の状況について相談を受
け、緊急時に備えた
たいせい じぜん
体制を事前に
ちようせい
調整します。



2 緊急時の支援

きんきゅうじ いちじてき う
緊急時に一時的な受け
い せせつ
入れ施設やホームヘルパ
ーによる援助など、必要
な支援について調整・
てはい おこ
手配を行います。



3 緊急後の支援

ちいき せいかつ ちど
地域での生活に戻るた
め、必要なサービス
りよう
利用など、これからの
く
暮らしのサポート
をおこな
を行います。

じぜんとうろく 事前登録を

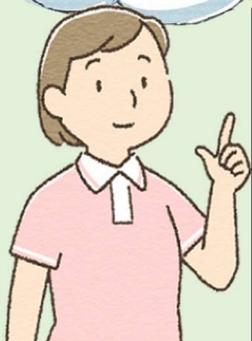
すす
お勧めします

きんきゅうじ そな ここ じじょう おう しえん おこ じぜんとうろく
緊急時に備えて、個々の事情に応じた支援を行うため、事前登録
をお勧めしています。登録を希望する方は、まずは拠点コーディ
ネーターにご相談ください。

とうろく かの 登録できる方

つき がいとう きんきゅうじ せいかつ いじ ふあん も かの
次のいずれかに該当し、緊急時の生活の維持に不安をお持ちの方

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ② 診断書等による認定で、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用できる方
- ③ 指定難病など、障害者総合支援法の対象疾病に該当している方
- ④ 発達障害のある方





緊急時の支援では、どのようなことをしてくれるのですか？

自宅で介護をされるご家族が急な病気や事故になったりした場合に、事前に登録いただいた情報を元に、障害のある方の一時的な受け入れ施設の手配や、自宅で介護を受けるための手続きなどをおこなっていきます。

障害者手帳を持っていませんが、利用はできますか？

障害者手帳をお持ちでなくても、表面にある「登録できる方」に該当すれば利用することができます。まずは、拠点コーディネーターにご相談ください。

拠点コーディネーターはどのような人ですか？

区が委託した社会福祉法人に拠点コーディネーターを配置しています。障害の種別によって専門的な知識を持つ拠点コーディネーターが、事前登録のための相談を行い、登録された情報を元に、緊急時に備え、必要となる障害福祉サービスを提案します。

主な障害の種類	施設名	電話番号 (FAX)・住所
身体障害 知的障害	niima	電話 03-6384-4766 FAX 03-5396-6700 池袋2-24-17
精神障害	相談支援センター こかげ	電話 03-5958-1997 FAX 03-5958-2096 東池袋4-5-1 I75イブ 103号

個人情報を守られますか？

区から委託された拠点コーディネーターは、職務上知り得た情報に関する守秘義務を負っています。安心してご相談ください。